

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	6-1
許認可等の種類	監査報告書の添付に係る許可			
根拠法令条例等・条項	私立学校振興助成法第14条第3項			
許認可等の概要	監査報告書の添付に係る許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p><私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査事項の指定について(通達)></p> <p>第2 監査対象法人等について 2 監査報告書の添付免除 当分の間、1会計年度に交付される補助金の額が1,000万円に満たない学校法人で知事の許可を受けた学校法人については、監査報告書の添付を免除するものとする。この場合において、当該免除の許可を受けようとする学校法人は、監査報告書添付免除許可申請書(別記第2号様式)を当該年度末までに提出すること。</p>			
基準の制定根拠	私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査事項の指定について(通達)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日			
期間の制定根拠	私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査事項の指定について(通達)			